

資料

西ドイツ非嫡出子法政府草案（仮訳）

—一九六七年九月発表—

佐藤義彦

一九六七年九月にドイツ連邦共和国（西ドイツ）連邦政府は連邦司法大臣から提出された非嫡出子法改正法律草案を承認し、これに、「嫡出でない子の法的地位に関する法典の政府草案」が成立した（テキストは、Ludwig Jansen, Gottfried Knöpfel, Das neue Unehelichengesetz, Frankfurt am Main/Berlin 1967 に掲載せられてる）。

ところで、西ドイツでは、「嫡出でない子に対する対応は、立法により、その肉体的および精神的発展ならびに社会における地位について嫡出の子と同等の条件が与えられるべきものとする」と定めている基本法第六条第五項の委任に基づき、数年来非嫡出子法の改正が志向されており、一九六六年五月には、「嫡出でない子の法的地位に関する法典の報告者草案」が公表されている（この報告者草案についてはすでに、「西ドイツ非嫡出子法報告者草案について」同志社法学101号七三頁以下

においてその簡単な紹介と全文の訳出とを、「ドイツにおける婚外子の法的地位——東西両ドイツの親子法改正を機縁として——」法学論叢八一巻四号五九頁以下においてドイツ民主共和国（東ドイツ）家族法典中の婚外子法との比較を、させていただいた）。今回発表された政府草案は、右の報告者草案を基本として、報告者草案以後に発表された諸家の見解を参考して作成されたものであり、その基本的性格なり体系は報告者草案とほとんど同一であるが、細部においては相当多数の変更が加えられている。

政府草案の規定している個々的な諸制度についての紹介は、改正の経緯などとともに、後日に譲ることとし、ここではとりあえず、Jansen, Knöpfel, a. a. O. により、政府草案の条文だけを訳出しておく。なお、原文は柱書と当該条文の要改正部分とだけから成っているが、本稿では、理解の便宜のため、改

正に關係ある条文は、改正されない部分を含めて、全条文を掲載するとともに柱書は削除し、かつ、備考として、現行BGBおよび報告者草案との關係を「」に付記した。

*
目 次

第四編 親族法	第一三九七条～第一九二一条	第七節 嫡出でない子の準正	第一七一九条～第一七四〇条g
第一章 婚姻	第一三九七条～第一五八八条	第一款 事後婚姻による準正	第一七一九条～第一七二二条
(従来どおり)		第二款 父の申立てに基づく嫡出宣言	第一七二三条～第一七四〇条
第二章 親族	第一五八九条～第一七七二条	第三款 子の申立てに基づく嫡出宣言	第一七四〇条a～第一七四〇条g
第一節 総則	第一五八九条・第一五九〇条	第八節 養子縁組	第一七四一条～第一七七二条
第二節 血統	第一五九一条～第一六〇〇条	第三章 後見	第一七七三条～第一九二一条
第一款 嫡出	第一五九一条～第一六〇〇条	第一節 未成年者の後見	第一七七三条～第一八九五条
第二款 非嫡出	第一六〇〇条a～第一六〇〇条o	第一款 後見の原因	第一七七三条～第一七九二条
第三節 扶養義務	第一六〇〇一条～第一六一五条o	第二款 後見の執行	第一七九三条～第一八三六条
第一款 総則	第一六〇〇一条～第一六一五条	第三款 後見裁判所の保護および監督	第一八三七条～第一八四八条
第二款 嫡出でない子に対する扶養義務	第一六一五条a～第一六一五条o	第四款 少年局の協力	第一八四九条～第一八五一条a
第四節 親子間の一般法律關係	第一六一五条～第一六二五条	第五款 免責された後見	第一八五二条～第一八五七条a
第五節 嫡出の子に対する親権	第一六二六条～第一六九八条b		第一八五八条～第一八八一条
第六節 嫡出でない子に対する親権	第一七〇五条～第一七一八条		第一八八二条～第一八九五条
第二節 成年者の後見	第一八九六条～第一九〇八条		第一八九六条～第一九〇八条

第三節 監護

第一九〇九条～第一九二一条

第五編 相続法

第一章～第四章

(従来どおり)

第五章 遺留分

第六章～第九章

(従来どおり)

第一九二二条～第二三八五条
第一九二三条～第二三〇二条
第一九二二条～第二三三八条a

親族総則

第一五八九条 (血族の概念)

一人が他人より出生している者として互いに相連絡するときは、これらの者は直系血族である。同一の第三者より出生している者のうち直系血族でない者は傍系血族である。血族の親等は血族を結び付ける出生の数により定める。

〔第二項削除。報告者草案と同じ〕

血統・嫡出

第一五九四条 (否認期間)

(一) 子の嫡出性は、二年以内に、夫から取り消すことができ

る。

(二) 右の期間は、子の嫡出でないことを告げる事情を夫が知った時から、始まる。子の出生より早く始まることはない。

(三) 期間の経過に関しては、消滅時効に適用される第二〇三条、第二〇六条の規定を準用すべきものとする。

〔第四項削除。報告者草案になし〕

第二〇四条 (消滅時効の停止)

(一) 夫婦間における請求権の消滅時効は、婚姻の継続中は、停止する。

(二) 親子間における請求権の消滅時効は、子が未成年の間は、

停止する、ただし、嫡出でない子とその父との間における請求権についてはこの限りでない。

(三) 後見人と被後見人との間における請求権の消滅時効は、後見人の職務継続中は、停止する。

〔全条改正。第一項、第三項は報告者草案と同じ〕

第一五九五条^a（夫死亡後の否認）

(+) 夫が死亡するまで子の出生を知らなかつたときは、夫の父母は嫡出性を取り消すことができる。父母の一方の死亡後は、取消権は生存する父母の一方に帰属する。夫が嫡出でなかつたときは、取消権は夫の母だけに帰属する。夫の父母は嫡出性を一ヶ年以内にかぎり取り消すことができる。右の期間は、父母の一方が夫の死亡と子の出生を知つた時から始まる。期間の経過に関しては、消滅時効に適用される第二〇三条、第二〇六条の規定を準用すべきものとする。

(+) 夫が夫の死亡と子の出生を知つた時から始まる。期間の経過に関しては、消滅時効に適用される第二〇三条、第二〇六条の規定を準用すべきものとする。

(+) 夫が子の出生後二年以内に子の嫡出性を取り消すことなく死亡したときは、前項の規定を適用する。父母の取消権は、夫が子の嫡出性を取り消すことを希望しなかつたときは、排除される。

(+) 第一五九五条第一項、第二項第一文の規定を準用する。

〔第一項改正、第三項削除。報告者草案を改正〕

第一五六六条（子による否認）

(+) 子は次の場合にその嫡出性を取り消すことができる、

- 1 夫が第一五九四条により取消権を喪失することなく死亡したときは死亡宣告を受けたとき、
- 2 婚姻が離婚、取消しもしくは無効宣告により解消したときまたは夫婦が三年以上別居し婚姻生活共同関係の回復が期待できないとき、

第一六〇〇条^a（父性の法的外観）

次の者を嫡出でない子の父とみなす、

- 1 父性を認知した者または
- 2 確定した裁判により父と確認された者。

〔新設。報告者草案を改正〕

第一六〇〇条^b（条件に親しまない行為、二重認知）

ときまたは夫婦が三年以上別居し婚姻生活共同関係の回復が期待できないとき、

3 子が血を受けている者と母が婚姻したとき、

4 夫の不名誉もしくは反倫理的な生活行状または子に対する重大な過誤により取消しが倫理的に正当とされるときまたは、

5 夫の強度の遺伝性疾患により、取消しが倫理的に正当とされるとき。

(+) 前項第一号ないし第三号の場合において子は二年以内にかぎりその嫡出性を取り消すことができる。右の期間は、子がその嫡出でないことを告げる事情と前項第一号、第二号または第三号により取消しの要件たる事情を知つた時から始まる。消滅時効に適用される第二〇三条、第二〇六条の規定を準用すべきものとする。

〔第一項第三号改正。報告者草案になし〕

(イ) 認知は、子の出生前にも、することができる。

(ロ) 父性が認知されまたは確定した裁判により確認されたときは、新たな認知は効力を有しない。

〔新設。第二項、第三項は報告者草案と同じ〕

第一六〇〇条c (子の同意)

(イ) 認知には子の同意が必要である。

(ロ) 同意は、認知をする者または戸籍吏に對して、表示されるべきものとする。

〔新設。報告者草案と同じ〕

第一六〇〇条d (本人による認知、代理人による認知)

(イ) 行為能力を制限されている者も自ら認知をすることができる、右の場合にはその法定代理人の同意を必要とする。行為

無能力者に代わりその法定代理人は、後見裁判所の許可を得て、認知をすることができる。

(ロ) 行為無能力の子または一四歳に達しない子に代わりその法定代理人だけが認知に同意をすることができる。ただし、行為能力を制限されている子は自ら同意をすることができる。右の場合にはその法定代理人の同意を必要とする。

(ハ) 認知および同意は任意代理人により表示されることはできない。

〔新設。第二項、第三項は報告者草案と同じ〕

第一六〇〇条e (認知の形式)

(イ) 認知の表示および子のなす同意の表示は裁判所または公証人により公証されなければならない。かかる表示に対する法定代理人の同意は右により公証された書式中においてなるべきものとする。

(ロ) 公証された認知の表示の謄本は、戸籍吏のほか、子および子の母にも送達されるべきものとする。

(ハ) 子およびその法定代理人の同意ならびに認知をする者の法定代理人の同意は認知の表示の公証後六ヶ月を経過する迄にすることができる。右の期間は子の出生より早く始まることはない。

〔新設。第二項、第三項は報告者草案と同じ〕

第一六〇〇条f (認知の無効)

(イ) 認知は、前条までの諸規定の要件を満たしていないときは認知が取り消されもしくは認知をした者が子の父でないと確定した裁判によって確認されたときにかぎり、効力を有しない。

(ロ) ドイツ戸籍簿への登録後五年を経過したときは、前条までの諸規定の要件が欠けることはこれを主張することができない。

〔新設。報告者草案第一六〇〇条f、第一六〇〇条g、第一六〇〇条hを改正〕

西ドイツ非嫡出子法政府草案

第一六〇〇条g（取消権者）

(イ) 認知をした者、母および子は認知を取り消す権利を有する。

(ロ) 認知をした者が、認知の効力発効後一年以内に、認知を取り消すことなく死亡したときは、その父母が認知を取り消すことができる。第一五九五条a第一項第二文、第三文、第二項

第二文を準用する。

〔新設。報告者草案第一六〇〇条i、第一六〇〇条k、第一六〇〇条lを改正〕

第一六〇〇条h（取消期間）

(イ) 認知をした者、その父母および子の母は一年間は認知を取り消すことができる。

(ロ) 認知をした者に対するは、取消期間は彼が父性に反する事実を知った時から始まる。認知の表示が第一一九条第一項、第一二三条による意思の欠缺の下でなされているときは、第一二一条、第一二四条、第一四四条により取消権が存在している間は右の取消権は終了しない。

(ハ) 認知をした者の父母に対するは、取消期間は父母の一方が認知をした者の死亡と認知の存在とを知った時から始まる。

(四) 子の母に対するは、取消期間は彼女が認知の存在を知った時から始まる。母が子を遺棄していたときは、右の期間は、母が認知について知り得べきである時から、始まる。

(イ) 取消期間は子の出生以前に始まることはなくまた認知が効力を生ずる以前に始まることもない。

(ロ) 期間の経過に關しては、消滅時効に適用される第二〇三条、第二〇六条の規定を準用すべきものとする。

〔新設。報告者草案第一六〇〇条i、第一六〇〇条k、第一六〇〇条lを改正〕

第一六〇〇条i（子に対する取消期間）

(イ) 子は、認知の存在と父性に反する事実の存在とを知った後二年間は、認知を取り消すことができる。

(ロ) 子の母が子を認知した者と婚姻しかつ認知が婚姻の締結と関連してまたは婚姻の締結後になされている場合において、婚姻が離婚、取消しまたは無効宣告によつて解消したときは、子は、離婚、婚姻の取消しまたは婚姻の無効宣告を知った後なお二年間は認知を取り消すことができる。夫婦が三年間別居しかつ婚姻共同生活關係の回復が期待できないときも同様である。

(ハ) 母が認知した男以外の男と婚姻しておりかつ子が母の夫から出生しているときは、子はその事実を知った後なお二年間は認知を取り消すことができる。

(四) 第一六〇〇条h第五項、第六項を準用する。

(五) 認知をした者の子に対する重大な過誤によりまたは認知をした者の破廉恥もしくは非倫理的な品行もしくは重大な遺伝性疾患により取消期間の超過が倫理的に正当とされるときは、

期間の経過後も取消しをすることができる。

〔新設。報告者草案第一六〇〇条m第一項、第四項、第五項
を改正、同条第二項および第三項を合一〕

〔新設。報告者草案第一六〇〇条nと同じ〕

第一六〇〇条I (訴えまたは申立てによる取消し)

(一) 行為能力を制限されている者も自ら認知を取り消すこと

ができる、右の場合にはその法定代理人の同意を必要としない。
行為能力を制限されている未成年の子に代わりその法定代理人
だけが、後見裁判所の許可を得て、認知を取り消すことができる

る、子が一八歳に達している場合には、子が自ら事前に同意し
たときにかぎり、後見裁判所は許可を与えるものとする。

(二) 行為無能力者に代わりその法定代理人は、後見裁判所の
許可を得て、認知を取り消すことができる。

(三) 未成年の子の母が子を認知した者と婚姻をした後に子の
後見人または監護人が認知を取り消そうとするときは、第一五
九七条第三項を準用する。

(四) 行為無能力者の法定代理人が取消期間内に認知を取り消

さなかつたときは、取消権者は、行為能力の回復後、法定代理人
人が居なかつた場合と同一の方法で自ら認知を取り消すことが
できる、右の規定は子を認知した者の父母が有する取消権には
適用しない。未成年の子の法定代理人が取消期間内に認知を取
り消さなかつたときは、子は成年に達した後二年以内に自ら認
知を取り消すことができる。

第一六〇〇条m (取消しの際における父性推定)

認知取消しの手続においては、子は認知をした者から出生し
たものと推定される。認知の表示が第一一九条第一項、第一二
三条による意思の欠缺の下でなされたときは、右の推定は働か
ない、この場合には第一六〇〇条。第一項ないし第三項を準用
すべきものとする。懷胎期間は第一五九二条によって定まる。
〔新設。報告者草案になし〕

第一六〇〇条n (裁判による父性の確認)

(一) 認知がなされないときは、子の訴えまたは子が血を受け

て いる者の訴えに基づき、裁判所により、父性が確認されるものとする。

(二) 男の死亡後は子の申立てに基づき、子の死亡後は母の申立てに基づき、後見裁判所によつて、父性が確認されるものとする。

〔新設。報告者草案第一六〇〇条Pと同じ〕

第一六〇〇条。 (父性推定)

(一) 子は懷胎期間中に母と同棲した者から出生したものと推定される。

(二) すべての事情を評価した場合懷胎期間中に母と同棲した者からの子の出生に反する重大な事由の存するときは、前項の推定は働く。

(三) 母がその懷胎期間中に多数の者と同棲したことが確実である場合には、多数の者の中の一人において子がその者から出生していることを示す事由がそれと矛盾する事由に著しく凌駕しているときにかぎり第一項の推定が働く。母が当該同棲によつて子を懷胎したことが不可能であったときまたは不可能に近いと思われるときは、その同棲は考慮されない。

(四) 懱胎期間は第一五九二条によつて定まる。

〔第一七一七条改正。報告者草案第一六〇〇条Qを改正〕

第一六〇六条 (扶養義務者の順序)

(一) 直系卑属は直系尊属の血族に先だって扶養の義務を負う。

(二) 親等の等しい血族はその所得および財産事情に応じて責めを負う。その他父母の責任については第一三六〇条が類推適用されるべきものとする、父母が別居しているときまたは父母が婚姻しておらずもしくはすでに婚姻を解消したときも同様である。

(三) 親等の等しい血族はその所得および財産事情に応じて責めを負う。その他父母の責任については第一三六〇条が類推適用されるべきものとする、父母が別居しているときまたは父母が婚姻しておらずもしくはすでに婚姻を解消したときも同様である。

〔全条改正。第一項、第二項は報告者草案と同じ〕

第一六〇九条 (多数の需要者)

(一) 扶養を必要とする者が多数存在しかつ扶養義務者がその全員に扶養を与えることができないときは、未婚で未成年の子がその他の子に、子がその他の直系卑属に、直系卑属が直系尊属の血族に、直系尊属の血族間にあっては親等の近い者が遠い者に、それぞれ優先する。

(二) 配偶者は未婚で未成年の子と同順位である、配偶者はその他の子およびその他の血族に優先する。離婚がなされまたは婚姻が解消されたときは、扶養の権利を有する夫婦の一方は成年または既婚の子ならびに扶養義務者のその他の血族に優先する。

第一六一一条（扶養の制限）

(一) 扶養権利者が品行上の過失により扶養を必要とするに至ったとき、扶養権利者が扶養義務者に対する自己の扶養義務を著しく無視したときまたは故意に扶養義務者もしくは扶養義務者の近い親族に対して著しい過誤をなしたときは、扶養権利者は公平に合致する額の扶養料だけを給付すればよい。扶養権利者の請求が特別な理由により扶養義務者にとつて著しく不公平であるときは、扶養義務は消滅する。

(二) 前項の規定は、未婚で未成年の子に対する父母の扶養義務には、適用されない。

(三) 扶養を必要とする者は本条により生ずる請求権の制限を理由として他の扶養義務者に請求することはできない。

〔第一項、第二項改正。報告者草案を改正〕

第一六一二条（扶養の方法）

(一) 扶養は定期金の支払により供与されるべきものとする。扶養義務者は、正当な特別の理由があるときは、その他の方法による扶養の供与が自己に許されることを請求することができる。

(二) 父母は、未婚の子に扶養を供与すべきときは、扶養の方

法およびあらかじめ給付すべき時期を定めることができる。特別な理由があるときは、後見裁判所は、子の申立てに基づき、父母のした決定を変更することができる。子が未成年のときは、

子の身上監護権を有しない父母の一方は、子がその世帯内にある期間にかぎり、右の決定をすることができる。

(二) 定期金は、毎月あらかじめ、支払われるべきものとする。扶養権利者が月のなかばに死亡したときにおいても、扶養義務者は完全な月額につき義務を負う。

〔第二項第三文追加。報告者草案になし〕

第一六一三条（過去の扶養料）

(一) 過去の分につき扶養権利者は、扶養義務者が遅滞に陥りまたは扶養請求権が権利拘束となつた時以後についてのみ、その履行または不履行による損害賠償を請求することができる。

(二) 不規則的な非常に高額の需要（特別の需要）については、扶養権利者は前項による制限なく過去の分についてその履行を請求することができる。ただし、権利の発生後一年を経過した後は、あらかじめ扶養義務者が遅滞に陥っていたときまたは請求権が権利拘束となつていたときにかぎり、これを請求することができる。

〔第二項追加。報告者草案と同じ〕

嫡出でない子に対する扶養義務

第一六一五条 a（扶養法総則の指示）

嫡出でない子に対する扶養義務については、第一六一五条 b

総則が適用される。

〔新設。報告者草案を改正〕

第一六一五条b （扶養請求権の移転）

(1) 父に対する子の扶養請求権は、他の扶養義務ある血族が父に代わって子に扶養を与えたときは、その限りにおいて、現に扶養を与えた者に移転する。右の移転は子の不利益のために主張されることはできない。

(2) 第三者が父として子に扶養を与えたときは前項が準用される。

〔第一七〇九条改正。報告者草案を改正〕

第一六一五条c （父母の社会的地位）

扶養料算定の際、子が未だ独立の社会的地位を得ていないときは、父母の社会的地位が顧慮されるべきものとする。

〔第一七〇八条第一項改正。報告者草案を改正〕

第一六一五条d （過去の扶養料）

子は、認知がなされまたは裁判により父性が確認される以前に履行期の到来した扶養料を過去の分についても、父に請求することができる。

〔第一七一条改正。報告者草案第一六一五条n第四項改正〕

第一六一五条e （将来の扶養についての合意）

(1) 子は父ならびに父の血族と将来の扶養についてまたは扶養に代えて与えられる打切りについて合意することができる、子に対する父およびその血族の扶養請求権についても同様である。将来の扶養の無償放棄は効力を有しない。

(2) 扶養権利者が完全な行為能力を有しないときは、合意は後見裁判所の許可を必要とする。

(3) 子と父との間で締結される打切契約は、疑わしいときは、父の血族に対する子の扶養請求権にも及ぶ。

(4) これら本条の諸規定は子の直系卑属の扶養請求権に準用する。

〔第一七一四条改正。報告者草案第一六一五条mを改正〕

第一六一五条f （規定扶養料）

(1) 子が一八歳に達するまでの間父は子に少なくとも規定扶養料を支払うことを要する、ただし、子が父の世帯に収養されているときはこの限りでない。規定扶養料は、母の監護下にある子の扶養料として質素な生活維持に通常必要とされる額（規定需要）から、第一六一五条gにより相殺される金額を控除したものである。第一六一二条第一項第二文は規定扶養料には適用されるべきでない。

(2) 規定需要は連邦政府により、連邦参議院の同意を得て、法規命令によって確定される。規定需要は子の年令および生計

費の地域的差異に応じて段階を付すことができる。

〔新設。報告者草案第一六一五条n第一項、第二項を改正〕

第一六一五条g (社会給付による相殺)

(一) 子に与えられる子供手当、子供割増金およびそれらと類似の定期的金銭給付は、それが父に属するにかかわらず第三者に支払われるときは、規定需要と相殺されるべきものとする。

(二) 前項に掲示された種類の給付が父以外の者にだけ与えられるときは、右の給付はその二分の一が規定需要と相殺されるべきものとする。金銭給付の供与が最少の子供数にかかるおきかづ父が右の要件を満たしていないときは、給付は相殺されない。母もしくは母以外の者で子と同一の世帯に生活しているものの疾病または死亡により供与される給付も相殺されない。
〔新設。報告者草案第一六一五条n第三項を改正〕

第一六一五条h (規定扶養料の減額)

(一) 規定扶養料が、子が嫡出の子であるときに父の支払うことを要する額に、著しく超過するときは、父は規定扶養料の減額を求めることができる、ただし、父のその他の扶養義務、子自身の収入またはその他の特別な事由によりそれが公平に合致するとき有限る。一時的な事情は考慮されない。規定扶養料は子が嫡出の子であるときに父の給付することを要する額以下に減額されることはできない。

(二) 規定扶養料の減額は、特別な需要のために子に扶養料を給付すべき父の義務には、関係しない。

(三) 規定扶養料は、それが支払われるべき当时において第一項の要件が満たされたときは、過去についても、申立てに基づき、減額されることができる。

〔新設。報告者草案第一六一五条oを改正〕

第一六一五条i (支払猶予および未払分の免除)

(一) 確定した裁判もしくは仮の処分によって父が扶養料給付の負訴判決を受ける以前にまたは父が認知をする以前に履行期の到来した未払の扶養料は、公平に合致するときは、父の申立てに基づき、その支払が猶予されることができる。

(二) 認知または父性確認の訴え提起より一年以上前に履行期の到来した未払の扶養料は、不公平な苛酷さを避けるうえに必要であるときは、父の申立てに基づき免除されることができる。過去の分に対する規定扶養料の減額によってまたは支払猶予によつて不公平な苛酷さが避けられるときは、免除は排除される。
〔新設。報告者草案第一六一五条pを改正〕

第一六一五条k (分娩費用)

(一) 父は母に分娩費用および、妊娠または分娩によりさらに費用を必要とするときは、それによって生じる費用をも償還する義務を負う。使用者からの給付によりまたは保険給付により填補される費用についてはこの限りでない。

(二) 前項の請求権は四年で時効により消滅する。右の消滅時効は子が出生した年の終了とともに始まる。

〔第一七一五条改正。第二項は報告者草案第一六一五条q 第二項と同じ〕

第一六一五条 l (母の扶養)

(一) 父は子の出生前六週間および出生後八週間母に扶養料を与えることを要する。

(二) 母が、妊娠、子の監護または妊娠もしくは分娩に基因する疾病により、然らざることは従事していただであろう取得活動に就くことができないとき、またはこれらの原因により然らざるときは従事していたであろう取得活動が母に期待できないときは、その限りにおいて、父は、前項に規定された期間を越えて、母に扶養料を与える義務を負う。扶養義務は分娩の四ヶ月より前に始まることはない、遅くとも分娩後一ヶ月で終了する。

(三) 血族間の扶養義務に関する諸規定が準用されるべきものとする。父の義務は母の血族の有する義務に優先する。父の妻および未婚で未成年の子は、第一六〇九条適用にあたり、母に

優先する、母は父のその他の血族に優先する。右の場合には第

一六一三条第二項、第一六一五条d、第一六一五条i 第一項、第三項が準用される。本条の請求権は父の死亡によつては消滅しない。

(四) 本条の請求権は四年で時効により消滅する。消滅時効は子が出生した年の終了とともに始まる。

〔第一七一五条改正。第一項、第二項および第四項は報告者草案第一六一五条r 第一項、第二項、および第四項と同じ〕

第一六一五条 m (母の死亡)

妊娠または分娩により母が死亡した場合において母の相続人により埋葬費用の支払がなされないときは、父はその費用を負担することを要する。

〔新設。報告者草案第一六一五条sと同じ〕

第一六一五条 n (子の死亡)

第一六一五条kないし第一六一五条mによる請求権は、父が子の出生前に死亡しまたは子が死産したときにも、存在する。流産の場合には第一六一五条kないし第一六一五条mの諸規定が類推適用される。

〔第一七一五条第二項改正。報告者草案第一六一五条tを改

第一六一五条 o (仮処分)

(一) 子の出生後最初の三ヶ月の間に子に支払われるべき扶養料を出生後直ちに母、補佐人または後見人に支払うべきことおよび必要な額を出生前の適当な時期に供託すべきことを、子の

出生前において、母または胎児のために付された監護人の申立てに基づき、仮処分によつて、認知をした者または第一六〇〇条。により父と推定される者に命じることができる。

(二) 第一六一五条k、第一六一五条lにより給付されるべき額の母への支払を、子の出生前において、母の申立てに基づき、仮処分によつて、認知をした者または第一六〇〇条。により父と推定される者に命じることができる、適当な額の供託をも命じることができる。

(三) 請求権の危険が疏明される必要はない。

〔第一七一六条改正。第三項は報告者草案第一六一五条u第三項と同じ〕

親子間の一般法律関係

第一六一六条 (子の氏)

嫡出の子は父の氏を称する。

〔改正。報告者草案と同じ〕

第一六一七条

(一) 嫡出でない子はその出生の時に母が称している氏を称す

る。

(一) 婚姻の解消または無効宣告の後母が婚姻法上の規定に基づき婚姻前の氏に服するときは、氏の変更は子に及ぶ、ただし、子が一八歳に達しているときはこの限りでない。

〔第一七〇六条改正。第一項は報告者草案第一項と同じ〕

第一六一八条 (嫡出でない子に対する氏の付与)

(一) 母の夫は、戸籍吏に対する表示によつて、第一六一七条により母の氏を称している子と母の事前の同意を得て、子に自己の氏を与えることができる。

(二) 一四歳に達している未成年の子は自ら事前の同意を与えることができる。この場合にはその法定代理人の同意を必要とする。

(三) 夫の表示ならびに子および母の事前の同意の表示は公証されることを要する。

〔新設。第一項は報告者草案第一六一九条と同じ、第二項、第三項は報告者草案第一六二〇条を改正〕

第一六一九条 (家事および業務上の勤労)

〔第一六一七条と同じ。報告者草案第一六二二条と同じ〕

第一六二〇条 (贈与の推定)

〔第一六一八条と同じ。報告者草案第一六二二条と同じ〕

嫡出の子に対する親権

第一六八七条（補佐人の同意）

〔削除。報告者草案になし〕

第一六八八条（金銭の投資）

〔削除。報告者草案になし〕

第一六九〇条（補佐人と父母の一方との接触）

(+) 後見裁判所は、父または母の申立てに基づき、補佐人に扶養請求権の主張および財産管理を委譲することができる、財産管理はその一部だけが委譲されることもできる。

(+) 補佐人は、後見裁判所が委譲を行なつたかぎりで、監護人の権利および義務を有する。補佐人は、右の事務を処理する場合には、補佐に付せられている父母の一方と接触するものとする。

〔第二項第二文追加。報告者草案になし〕

嫡出でない子に対する親権

第一七〇五条（母の親権）

嫡出でない子は、未成年の間は、母の親権に服する。嫡出の子に対する親権についての諸規定は、本節の諸規定に別段の定めが無いかぎり、嫡出でない子と母との関係に準用する。

第一七〇六条（補佐人）

(+) 母は、子が後見人を必要とする場合を除き、子のすべての事務につき補佐人を持つ。

(+) 母の申立てに基づき、後見裁判所は

- 1 補佐の開始しないことを命じ
- 2 補佐を廃止し、または
- 3 補佐人の権限を制限しなければならない。

申し立てられた内容が子の福祉に反しないときは、申立てに応じるべきものとする。後見裁判所は、子の福祉のため必要があるときは、その裁判を変更することができる。

〔新設。報告者草案第一七〇六条を改正〕

第一七〇七条（出生前の任命）

子の出生前においても後見裁判所は補佐人を任命することができます。

〔新設。報告者草案と同じ〕

第一七〇八条（法定の官庁後見）

子の出生とともに少年福祉法の規定により少年局が補佐人となる。ただし、子の出生前に補佐人が任命されもしくは補佐の開始しないことが命ぜられているときまたは子が後見人を必要

とするときは、この限りでない。第一七九一条の第一項第二文、

第三項を準用する。

〔新設。報告者草案を改正〕

第一七〇九条（後見の補佐への変更）

嫡出でない子に付せられていた後見が法律の規定により終了した場合において、補佐の要件がなお存することは、従来の後見人が補佐人となる。

〔新設。報告者草案と同じ〕

第一七一〇条（補佐人独自の任務）

(一) 補佐人は、母に代わって、次の任務を行なうことと要する、

る、

- 1 父の確認およびその他子の地位もしくは氏の確認または変更に関するすべての事務
- 2 扶養請求権および扶養に代えて与えられるべき打切請求権の主張ならびにこれら請求権の処分、子が第三者の下で有償の監護下にあるときは、補佐人は扶養義務者により給付されたもののうちから第三者に満足を与えることができる。

(二) 後見裁判所は、母の申立てが無い場合であっても、特別な理由、なかんずく事務の困難さ、により子の福祉に必要であるときは、財産管理権の全部または一部を補佐人に委譲するこ

とができる。

(三) 補佐人は、前二項により行なうことと要する事務においては、監護人の権利および義務を有する。補佐人はこれらの事務においては母と接触するものとする。

〔新設。報告者草案を改正〕

第一七一一条（母の婚姻）

母が子に対する親権を保持したまま婚姻に入ろうとするときは、第一六八三条、第一六八四条、第一六九六条の諸規定が適用されるものとする。

〔新設。報告者草案第一七一二条と同じ〕

第一七一二条（父子間の人的交渉）

(一) 子の身上監護権を有する者は、子と人的に交渉する機会が父に与えられるべきか否かおよびいかなる範囲で与えられるべきかについて定める。右の定めが子の福祉と合致せずまたは監護権者が何等の定めをしないときは、後見裁判所はこれを定めることができる。後見裁判所はその裁判を何時でも変更することができる。

(二) 適当な場合には少年局は父と監護権者との間を調停する。

〔新設。報告者草案第一七一二条を改正〕

第一七二三条（父の審尋）

後見裁判所は、子の福祉にとつて適当であるときは、子の身上監護または財産に関する裁判に先だち、父を審尋するものとする。

〔新設。報告者草案第一七一四条と同じ〕

第一七一四条ないし第一七一八条

〔削除。報告者草案を改正〕

事後婚姻による準正

第一七二〇条および第一七二一条

〔削除。報告者草案と同じ〕

父の申立てに基づく嫡出宣言

第一七二三条（嫡出宣言の要件）

嫡出宣言が子の福祉と合致しかつそれと対立する正当な理由が無いときは、嫡出でない子は、その父の申立てに基づき、後見裁判所によって嫡出の宣言を受けるものとする。

〔第一七二三条、第一七三四条を改正。報告者草案と同じ〕

第一七二五条

〔削除。報告者草案と同じ〕

第一七二七条（事前の同意の補充）

(1) 重大な理由により嫡出宣言が子の福祉にとつて必要であるときは、後見裁判所は、子の申立てに基づき、母の事前の同意を補充しなければならない。

(2) 嫡出宣言に対する子の利益が父の妻およびその家族の利益を凌駕するときは、後見裁判所は、子の申立てに基づき、父の妻の事前の同意を補充しなければならない。

〔改正。報告者草案を改正〕

第一七二八条（代理）

(1) 嫡出宣言の申立ては代理人によつてなされることはできない、子の母および父の妻の事前の同意は代理人によつて与えられることはできない。

(2) 父が行為能力に制限を受けているときは、申立てには、その法定代理人の同意のほか、後見裁判所の許可を必要とする。

(3) 子の母または父の妻が行為能力に制限を受けているときは、その事前の同意には法定代理人の同意を必要としない。

〔第一七二八条、第一七二九条を改正。報告者草案と同じ〕

第一七二九条

(1) 行為無能力または一四歳に達しない子に代わりその法定代理人だけが事前の同意を与えることができる。その他の場合には子は自ら事前の同意を与えることができる、この場合において子が行為能力に制限を受けているときは、その法定代理人

の同意を必要とする。

(乙) 後見裁判所は一四歳に達しない子と個人的に接触することができる。

〔第一七二八条、第一七二九条を改正。報告者草案と同じ〕

第一七三一条および第一七三四条

〔削除。報告者草案と同じ〕

第一七四〇条 (父または母の婚姻)

父が子に対する親権を保持したまま婚姻に入ろうとするときは、第一六八三条、第一六八四条、第一六九六条の規定を適用すべきものとする。母に親権の行使が再委譲されているときは母について同様である。

〔第二文改正。報告者草案と同じ〕

子の申立てに基づく嫡出宣言

第一七三五条 a および第一七三七条

〔削除。報告者草案と同じ〕

第一七四〇条 a (要件)

(イ) 嫡出でない子は、その父母が婚約しておりかつ父母の方の死亡により婚約が解消したときは、その申立てに基づき、後見裁判所によって嫡出の宣言を受ける。嫡出宣言が子の福祉と合致しないときは、嫡出宣言は拒絶されるものとする。

(乙) 嫡出宣言とともに母は親権を行使する権利および義務を喪失する。

(乙) 父の親権が終了しもしくは停止したときまたは父から子の身上監護権が剥奪されたときは、後見裁判所は母に親権の行

使を再委譲することができる。

(乙) 子が一四歳に達しているときは、後見裁判所は委譲に先だち子を個人的に審尋しなければならない。右の場合には第一七二九条第二項を準用する。

〔改正。報告者草案と同じ〕

第一七四〇条b （生存する父母の一方の事前の同意）

(+) 嫡出宣言には生存する父母の一方の事前の同意が必要である。生存する父母の一方が継続して表示をすることができずまたはその居所が継続して明らかでないときは、事前の同意は必要でない。

(+) 事前の同意は子または後見裁判所に対して表示されるべきものとする、事前の同意は撤回することができない。

(+) 事前の同意は代理人によつて与えられることはできない。生存する父母の一方が行為能力に制限を受けているときは、事前の同意に法定代理人の同意を必要としない。

〔新設。報告者草案と同じ〕

第一七四〇条c

行為無能力または一四歳に達しない子に代わりその法定代理人だけが申立てをすることができる。その他の場合には子は自ら申立てをすることができる、この場合において子が行為能力に制限を受けているときは、その法定代理人の同意を必要とする。

〔新設。報告者草案と同じ〕

第一七四〇条d （死亡した者の父母および子の審尋）

後見裁判所は、嫡出宣言に先だち、死亡した者の父母および、子の父が死亡しているときは、父の嫡出の子をも審尋しなけれ

ばならない、継続して表示をることができずまたは継続して居所の明らかでないときは、その者の審尋を無視してよい。死亡した者が嫡出でなかつたときは、その者の父は審尋する必要がない。

〔新設。報告者草案を改正〕

第一七四〇条e （父死亡後の申立期間）

(+) 父の死亡後子は一年以内にかぎり嫡出宣言の申立てをすることができる。右の期間は子の出生前および、認知がなされていないときは、父性確認の確定以前に始まるのではない。期間の経過に関しては、消滅時効に適用される第二〇三条、第二〇六条の規定が準用されるべきものとする。

(+) 父死亡の際認知および裁判による父性の確認がなされておらずかつ父性確認の裁判手続も係属していないときは、子は、第一九三四条c第一項第二文の期間内に父性の確認を求めたときには、嫡出宣言の申立てをすることができる。

〔新設。報告者草案を改正〕

第一七四〇条f （嫡出宣言の効果）

自己の申立てに基づき嫡出の宣言を受けた子は、父母の婚姻締結によって嫡出となつた子と同等である。

〔新設。報告者草案と同じ〕

第一七四〇条g (母の氏)

子が父の死亡後嫡出の宣言を受けた場合においてそれと対立する重大な事由が存しないときは、後見裁判所は母に、その申立てに基づき、父の氏を付与しなければならない。第一七四〇条dを準用する。父の死亡後母が婚姻をしたときは、氏の付与は排除される。

〔新設。報告者草案と同じ〕

養子縁組

第一七四一条 (養子縁組の要件)

直系卑属を有しない者は、他人との契約により、その者を養子とすることができます。右の契約は管轄を有する裁判所による許可を必要とする。

〔改正。報告者草案と同じ〕

第一七四二条a (自己)の嫡出でない子との養子縁組

嫡出でない子の父または母はその子を養子とすることができる。その他の直系卑属の存在は障害とならない。

〔新設。報告者草案と同じ〕

第一七四五条a (直系卑属不存在の要件の免除)

(一) 養子縁組が養親と血縁関係にある直系卑属の利益と著しく対立しないときおよび直系卑属の存在により養子の利益の危

殆が懸念されることのないときは、裁判所は子不存在の要件を免除すべきものとする。当事者の財産法的利益は決定的となるべきでない。

(二) 共同の直系卑属を有しかつ家庭共同関係の内に生活している夫婦に対しては、共同して子を養子とするときにかぎり、前項の免除が与えられるべきものとする。

〔第一項第一文改正。報告者草案と同じ〕

第一七四五条b (最低年令の要件の免除)

養親が自己の嫡出でない子または自己の配偶者の子と縁組をしようとするときは、重大な事由の存在しないかぎり、裁判所は三五歳という要件を特に免除する。

〔新設。報告者草案を改正〕

第一七四七条a (嫡出でない子の父の審尋)

(一) 嫡出でない子の養子縁組を許可する裁判に先だち、後見裁判所は子の父を審尋すべきものとする。養親の身元は父に知らされる必要はない。

(二) 子が養親の監護下に置かれるまでに父を審尋するものとする。

(三) 審尋が可能でないとき、父の従来の行動から適切な発言

が期待できないときまたは審尋によって養子縁組が著しく遅延すべきときは、審尋は行なわないでよい。後見裁判所による審

尋は、少年局が父を個人的に審尋しがつそれについて記録がなされているときは、必要でない。

〔新設。報告者草案を改正〕

を再委譲することができる。子が一四歳に達しているときは、後見裁判所は子を個人的に審尋しなければならない。

〔改正。第一項は報告者草案と同じ〕

第一七五八条（子の氏）

- (一) 子は養親の氏を称する。
- (二) 子が婚姻の結果他の氏を称している女により養子とされるときは、子が女の婚姻名を称するか女が婚姻前に称していた氏を称するかは縁組契約中において合意されるべきものとする。

縁組契約が子の氏について何等の定めをしていないときは、子は女の婚姻名を称すると合意されたものとする。

第一七五七条第二項の場合には子は夫の氏を称する。

- (四) 子は、縁組契約に別段の定めがなされないかぎり、戸籍吏に対する表示によつて従来の氏を新しい氏に附加することができる。右の表示は公証されなければならない。

〔第四項第二文追加。報告者草案になし〕

第一七六五条（実方の父母の交渉権の排除、実方の父母への親権の再委譲）

- (一) 養子縁組とともに実方の父母は子に対する親権および子と個人的に交渉する権能を喪失する。
- (二) 養親の親権が終了したときもしくは第一六七四条により停止するときは、後見裁判所は実方の父母に親権

第一七七九条（後見裁判所による選任）

- (一) 第一七七六条により後見人となるべき者に後見が委託されるべきでないときは、後見裁判所は少年局を審尋した後後見人を選任しなければならない。
- (二) 後見裁判所は心身の状況および財産状態ならびにその他事情により後見の執行に適した者を選任するものとする。選

第一七六六条（養親の扶養義務）

養親は子および縁組の効力が及ぶ子の直系卑属に対し、子の実方の血族に先だち、扶養料供与の義務を負う。

〔第一項第二文、第二項削除。報告者草案を改正〕

後見の原因

第一七七四条（職権による後見開始命令）

後見裁判所は職権により後見を命じなければならない。子がその出生とともに後見人を必要とすることが推定されるときは、子の出生前において後見人を任命することができる、任命は子の出生とともに効力を生ずる。

〔第二文追加。報告者草案と同じ〕

任に際しては被後見人の宗派に顧慮がはらわれるべきものとする。被後見人の血族および姻族が第一に顧慮されるべきものとする、被後見人が嫡出でないときは、被後見人の父、その血族およびその配偶者を顧慮すべきであるか否かについては後見裁判所の裁量に委ねる。

(三) 後見裁判所は、著しい遅延と過度の費用とを要しないときは、後見人の選任にあたり被後見人の血族または姻族を審尋すべきものとする。血族および姻族は被後見人にその立替金の償還を請求することができる、立替金の額は後見裁判所によつて確定される。被後見人の父母の審尋および被後見人との個人的接觸は第一六九五条、第一七一三条によつて定める。

〔第一項、第二項改正、第三項追加。報告者草案を改正〕

第一七八六条 (後見引受拒絶権)

- (一) 次の者は後見の引受けを拒絶することができる
- 1 未だ就学義務を負わない二人以上の子を有する女、または、その義務に属する家族の監護が職務の行使を継続して特に困難にすることを疏明した女、
 - 2 六〇才以上の者、
 - 3 三人以上の未成年の子の身上または財産に関し監護権を有する者、
 - 4 疾病によりまたは不具により後見を合法的に執行することのできない者、

5 住所が後見裁判所の所在地より遠隔の地にあるため特別なる煩雑さなしには後見を執行することのできない者、

6 第一八四四条により担保の給付を命ぜられる者、

7 他人と後見の共同執行に任命されるべき者、

8 二つ以上の後見または監護を執行している者、数人の兄弟姉妹に対する後見または監護は一つとする、二つの後見監督の執行は一つの後見の執行と同じである。

(二) 拒絶権は、任命に先立ち後見裁判所において主張されないときは、消滅する。

〔第一項第三号改正。報告者草案と同じ〕

第一七九一条 a (社団後見人の任命)

(一) 権利能力ある社団は、州少年局によつて適当であると宣告されたときは、後見人に任命することができます。社団は、単独後見人として適當な者がいないときまたは第一七七六条により後見人としての順位にあるときにかぎり、後見人に任命される、任命には社団の事前の同意を必要とする。

(二) 任命は後見裁判所の書面による処分によつてなされる、第一七八九条、第一七九一条は適用されない。

(三) 社団は、後見の執行にあたり、社員の一人を使用する、被後見人を社団の教育施設において養育者として世話をしている社員は後見人の任務を行使することはできない。社員の過失について社団は組織法上の代理人の過失に対すると同一の方法で

被後見人に責めを負う。

(四) 後見裁判所が社団のほか共同後見人または後見監督人を任命しようとするときは、裁判に先だち社団を審尋すべきものとする。

〔新設。第一項、第二項、第四項は報告者草案と同じ〕

第一七九一条b (少年局後見人の任命)

(一) 後見人として適當な者がいないときは、少年局は後見人に任命されることができる、任命には少年局の事前の同意を必要とする。少年局は被後見人の父母により指定されまたは排除されることができない。

(二) 任命は後見裁判所の書面による処分によつてなされる、第一七八九条、第一七九一条は適用されない。

〔新設。第一項、第二項は報告者草案と同じ〕

第一七九二条 (後見監督人)

(一) 後見人のほかに後見監督人が任命されることがある。少年局が後見人であるときは、後見監督人は任命されることはできない、少年局は後見監督人になることができる。

(二) 後見に財産管理が伴つているときは、後見監督人が任命されるべきものとする、ただし、財産管理が重要でなくまたは後見が複数の後見人により共同して執行されるべきときはこの限りでない。

(三) 後見が複数の後見人により共同せずして執行されるべきときは、後見人の一人は他の後見人の後見監督人に任命されることができる。

(四) 後見監督人の順位および任命については後見の原因について適用される諸規定が適用されるべきものとする。

〔第一項第二文追加、第四項改正。報告者草案と同じ〕

(一) 後見人を必要とする嫡出でない子の出生とともに少年局が後見人となる、ただし、子の出生前において後見人が任命されているときはこの限りでない。出生後子の非嫡出であることが裁判によつて明らかとなりかつ子が後見人を必要とするときは、少年局が裁判確定の時から後見人となる。

(二) 少年局が嫡出でない子の母の補佐人であつた場合におい

後見の執行

て、補佐が法律の規定により終了した後子が後見人を必要とするときは、従来補佐人であつた少年局が後見人となる。

(三) 後見裁判所は後見の開始に関する証書を遅滞なく少年局に授与しなければならない、第一七九一条は適用されない。

〔新設。第一項、第二項は報告者草案と同じ〕

〔新設。第一項、第二項は報告者草案と同じ〕

第一八〇一条 (宗教々育)

(一) 被後見人の教育されるべき宗派に後見人が属していないときは、後見裁判所により単独後見人から被後見人の宗教々育に対する監護権が剥奪されることができる。

(二) 後見人としての少年局または社団が被後見人の就職について決定すべきときは、被後見人およびその家族の宗派または世界観について顧慮されるべきものとする。

〔第一項改正、第二項追加。報告者草案を改正〕

第一八〇五条 (被後見人の金銭の投資)

後見人は被後見人の財産を自己または後見監督人のために使用することはできない。少年局が後見人または後見監督人であるときは、第一八〇七条による被後見人の金銭の投資は、少年局の設立されている団体にも、これを行なうことができる。

〔改正。報告者草案と同じ〕

第一八三五条 (費用の償還)

(一) 後見人が後見の執行の目的で費用を支出するときは、委任に関して適用される第六六九条、第六七〇条の規定により被後見人に前払または賠償を請求することができる。同様の権利が後見監督人に帰属する。

(二) 後見人もしくは後見監督人の営業または職業に属する労務もまた費用とする。

後見裁判所の保護および監督

(三) 被後見人が無資産であるときは、前払および賠償は国庫から与えられることができる。

(四) 後見人もしくは後見監督人としての少年局または社団は、被後見人の財産が十分である場合にかぎり、費用についてその前払および賠償を請求することができる。一般的な管理費用は賠償されない。

〔第三項、第四項追加。第三項は報告者草案になし、第四項は報告者草案と同じ〕

第一八三六条 (後見人の報酬)

(一) 後見は無償で行なわれる。ただし、後見裁判所は後見人および、特別な理由がある場合には、後見監督人にも相当な報酬を許可することができる。右の許可是、被後見人の財産などに後見事務の範囲および意義がこれを正当とするときにかぎり、なされるべきものとする。報酬は何時でも将来に向けて変更または剥奪されることができる。

(二) 前項の許可、変更または剥奪に先立ち後見人および、後見監督人が存在しまたは任命されるべきときは、後見監督人は審尋されるべきものとする。

(三) 少年局または社団には報酬は許可されることがない。

〔第三項追加。報告者草案と同じ〕

第一八三七条（後見裁判所の監督）

(一) 後見裁判所は後見人および後見監督人の一切の行為につき監督しかつ義務違反に対しては適当な命令および禁止によりこれに介入しなければならない。

(二) 後見裁判所は過料により後見人および後見監督人をその命令に従わせることができる。少年局または社団に対しては過料を科さない。

〔第二項第二文追加。報告者草案と同じ〕

第一八三八条（被後見人の教育施設への収容）

単独後見の場合には後見裁判所は被後見人を、養育の目的のため、適当な家庭または教育施設に収容することを命じることができる。父または母に被後見人の身上監護権が属するときは、右の命令は第一六六六条の要件の下においてのみ許される。

〔第一文改正。報告者草案と同じ〕

第一八四四条（担保の給付）

(一) 後見裁判所は、特別の理由あるときは、単独後見人に対する管理下にある財産のために担保を給付すべきことを命じることができ。担保給付の方法および範囲は後見裁判所がその裁量により定める。後見裁判所は、後見人の職務が継続しているかぎり、何時でも担保の増額、減額または廃止を命じることができる。

〔第一項第二文追加、第二項削除。報告者草案と同じ〕

少年局の協力

第一八四九条（適格者の推薦）

少年局は、後見裁判所に対し、各場合において後見人、後見監督人または親族会の会員に適した者を推薦しなければならぬ

(一) 担保の設定、変更または廃止に際しては被後見人の協力は後見裁判所の命令によってこれに代える。

(二) 担保給付ならびに変更または廃止の費用は被後見人の負担とする。

〔第一項改正。報告者草案と同じ〕

第一八四五条（再婚）

後見人に任命されている被後見人の父または母が婚姻に入ろうとするときは、第一六八三条において定められている義務を負う。

〔改正。報告者草案と同じ〕

第一八四七条（血族の審尋）

後見裁判所は、著しい遅滞および過度の費用なしにそれが可能であるときは、重要な事務につき被後見人の血族または姻族を審尋すべきものとする。第一七七九条第三項第二文、第三文を準用する。

い。

〔改正。報告者草案と同じ〕

社団が後見人であるときは、第一八五〇条、第一八五一一条の規定は適用されない。

〔新設。報告者草案になし〕

第一八五〇条（監督義務）

(一) 少年局は、後見裁判所を援助して、後見人が被後見人の心身、特に被後見人の養育と身上の監護について義務に従つた監護をするように監督しなければならない。少年局は欠陥と義務違反を後見裁判所に通知し、かつ、必要に応じて、被後見人の心身の状況および行動について報告しなければならない。

(二) 少年局は、被後見人の財産の危殆を知つたときは、後見裁判所に通知しなければならない。

〔改正。報告者草案と同じ〕

第一八五一一条（通知義務）

(一) 後見裁判所は少年局に対し後見人および後見監督人を記載した後見開始命令ならびに後見人または後見監督人の更迭を通知しなければならない。

(二) 被後見人の居所が他の少年局の管轄内に移されたときは、

後見人は従来の居所の少年局に、従来の少年局は新しい居所の少年局に、それぞれ移転を通知しなければならない。

〔改正。第二項は報告者草案と同じ〕

親族会

第一八五八条（父または母による親族会設置の定め）

(一) 被後見人の父または母がその設置を定めたときは、後見裁判所によって親族会が設置されるものとする。

(二) 父または母は親族会の設置を一定の事実の発生または不発生に係らすことができる。

(三) 適当な者が必要数存在しないときは、親族会は設置され

第一八五七条（免責された後見）

母が後見人を指定するときは、第一八五二条ないし第一八五四条により父がなすと同一の定めをすることができる。

〔改正。報告者草案と同じ〕

後見人としての少年局および社団には第一八五二条第二項、第一八五三条、第一八五四条により認められる免責が与えられる。

第一八五〇条（監督義務）

第一八五一一条（通知義務）

ない。

〔第一項改正。報告者草案と同じ〕

第一八五九条 （血族または後見人による設置）

- (一) 被後見人の血族もしくは姻族または後見人もしくは後見監督人がその設置を申し立てかつ後見裁判所がその設置を被後見人の利益のために適当であると考えるときは、後見裁判所によつて親族会が設置されるものとする。子が嫡出でないときは、父の血族およびその配偶者には申立権は帰属しない。
- (二) 被後見人の父または母が禁じたときは、設置はなされない。

〔改正、第一項第二文追加。報告者草案と同じ〕

第一八六一条 （親族会員）

- 被後見人の父または母により会員として指定された者は親族会の会員となる。第一七七八条第一項、第二項の規定を準用する。

〔第一文改正。報告者草案と同じ〕

第一八六二条 （親族会員の選任）

- (一) 第一八六一条によつて親族会員たるべき者が存在せずまたは親族会員たるべき者が職務の受諾を拒絶するときは、後見裁判所は親族会の定足数に必要な会員を選任しなければならぬ

い。選任に先だち少年局が審尋されるものとする、その他審尋については第一八四七条を適用する。

(二)

その他の会員数の決定およびその選任は親族会に帰属する。

〔第一項第二文改正。報告者草案と同じ〕

第一八六三条 （補充会員）

- (一) 議長のほか親族会の定足数に必要な会員だけが存在するときは、一人または二人の補充会員が任命されるべきものとする。
- (二) 親族会は補充会員を選任しかつ会員の故障または欠員の際加入すべき順位を定める。

- (三) 父または母が補充会員を指定しかつその加入の順位を定めたときは、この定めに従うべきものとする。

〔第三項改正。報告者草案と同じ〕

第一八六六条 （不適格者）

次の者は親族会の会員に任命されるべきでない、

- 1 被後見人の後見人、
- 2 第一七八一条または第一七八二条により後見人に任命されるべきでない者、
- 3 被後見人の父または母の定めにより会員から排除されている者。

〔第三号改正。報告者草案ど同じ〕

第一八六七条 （血族関係不存在による不適格性）

被後見人と血族もしくは姻族関係にない者は親族会の会員に任命されるべきでない、ただし、被後見人の父もしくは母により指定されまたは親族会によりもしくは第一八六四条に基づき議長により選任されたときはこの限りでない。

〔改正。報告者草案と同じ〕

第一八八〇条 （親族会の廃止）

(一) 被後見人の父は第一七七七条の基準に従い将来の事実の発生または不発生の場合において自己の定めた親族会の廃止を定めることができる。被後見人の母により定められた親族会につき同一の権利が母に帰属する。

(二) 前項の事実が生じたときは、後見裁判所は親族会を廃止しなければならない。

〔第一項改正。報告者草案と同じ〕

後見の終了

第一八八二条 （要件の脱落）

後見は第一七七三条において後見の原因につき定められた要件の脱落とともに終了する。

〔改正。報告者草案と同じ〕

〔第一八八三条〕 （被後見人の準正）

被後見人がその父母の事後の婚姻によって嫡出となる場合は、後見の廃止が後見裁判所により命じられるときに、後見は終了する。

〔改正。報告者草案第一項と同じ〕

第一八八六条 （単独後見人の解任）

職務の継続が、特に単独後見人の義務違反の行為により、被後見人の利益を危くするときまたは単独後見人に第一七八一条に定められている原因が存在するときは、後見裁判所は単独後見人を解任しなければならない。

〔改正。報告者草案と同じ〕

第一八八七条

(一) 子の福祉に合致しかつ他に後見人として適當な者が存在するときは、後見裁判所は後見人としての少年局または社団を解任しかつその他人を後見人に任命しなければならない。

(二) 前項の裁判は職権によりまたは申立てに基づきなされる。申立ての権利を有する者は一四歳に達している被後見人ならびに被後見人の正当な利益を主張するすべての者である。少年局または社団は、第一項の要件が存在することを知ったときは、直ちに申立てをなすべきものとする。

(三) 被後見人の父母の審尋および被後見人と個人的接觸は、

第一六九五条、第一七一三条により、定める。後見裁判所はその裁判に先だち少年局または社団をも審尋するものとする。

〔新設。第一項、第二項は報告者草案と同じ〕

成年者の後見

第一八八九条（解任）

(1) 重大な事由があるときは、後見裁判所は、単独後見人の申立てに基づき、単独後見人を解任しなければならない、特に、第一七七六条第一項第二号ないし第七号により後見受諾の拒絶を正当とする事情の発生は重大な事由である。

(2) 後見人として適当な他の者が存在しかつその処置が子の福祉と対立しないときは、後見裁判所は後見人としての少年局または社団を、その申立てに基づき、解任しなければならない。

重大な事由が存するときにも、社団は、その申立てに基づき、解任されるべきものとする。

〔第一項改正、第二項追加。報告者草案と同じ〕

第一八九三条（辞令等の返還）

(1) 後見または後見職務終了の場合には第一六九八条a、第一六九八条bの規定が準用される。

(2) 後見人は、職務終了後、辞令を後見裁判所に返還しなければならない。第一七九一条a、第一七九一条bの場合には後見裁判所の書面による処分、第一七九一条cの場合には後見開始に関する証書が返還されるべきものとする。

相続

第一九三四条a（非嫡出子ならびに父および父方の血族の

いかなる官庁が少年局および州少年局の代りとなるかについては州法がこれを定める。かかる定めがなされないときは、下級行政官庁が少年局の代りとなる。

〔新設。報告者草案になし〕

第一九〇〇条a

第一九一二条（胎児の監護）

(1) 胎児の将来の権利が保護を必要とするときは、その保護のために、胎児は監護人を持つ。子が非嫡出で出生することが推定されるときは、右の要件が存在しない場合においても、少年局または将来の母の申立てに基づき、胎児のために監護人が任命されることができる。

(2) ただし、監護権は、子がすでに出生しているとすれば親権を有しているであろう父母に、帰属する。

〔改正。報告者草案と同じ〕

相続権)

(一) 嫡出でない子の父および父方の血族死亡の際被相続人の嫡出の直系卑属および被相続人の生存配偶者が相続人となるときは、嫡出でない子およびその直系卑属には、法定相続分に代わり、相続人に対する相続分価値額の相続代償請求権が帰属する。

(二) 嫡出でない子死亡の際母およびその嫡出の直系卑属が相続人となるときは、父およびその直系卑属には、法定相続分に代わり、前項に示された相続代償請求権が帰属する。

(三) 嫡出でない子死亡の際ならびに嫡出でない子の子死亡の際被相続人の生存配偶者が相続人となるときは、嫡出でない子の父およびその血族には、法定相続分に代わり、第一項に示された相続代償請求権が帰属する。

(四) 第一項および第二項による相続代償請求権発生に対しても嫡出の直系卑属の有無が問題となるときは、嫡出でない子はその母に対する関係では嫡出の子と同等である。

〔新設。報告者草案を改正〕

第一九三四条b (相続代償請求権の算定、遺留分および贈

贈規定、直系卑属間の持戻義務)

(一) 相続代償請求権の算定には相続開始当時における遺産の状態および価値が基準となる。生存配偶者に与えられる先取分は考慮されない。価値は、必要があるときは、査定によつて確

認される。第二〇四九条が準用される。

(二) 相続代償請求権については、遺留分に適用される諸規定のうち第二三〇三条ないし第二三一二条、第二三一五条、第二三六条、第二三一八条、第二三二二条ないし第二三三一条、第二三三二条ないし第二三三八条aを除く各条ならびに遺贈の承認および放棄に適用される諸規定が類推適用される。

(三) 被相続人の直系卑属の相続代償請求権については、法定相続人として相続に関与する直系卑属間における持戻義務に関する諸規定も準用されるべきものとする。

〔新設。報告者草案になし〕

第一九三四条c (父性確認の期間)

(一) 嫡出でない子の父死亡の際いまだ認知または裁判による父性の確認がなされていない場合において嫡出でない子に法定相続権または相続代償請求権が与えられるのは、裁判による父性確認の手続が相続開始当時すでに係属しているときだけである。子の出生前または出生後六ヶ月以内に父が死亡したときは、父性確認の申立てが六ヶ月以内になされることで十分である、右の期間は相続開始とともに始まる、ただし、子の出生より早く始まることはない。

(二) 父の血族死亡の場合には前項第一文が準用される。

〔新設。報告者草案第一九三〇条bを改正〕

遺 留 分

第二二二二条 a (遺留分請求権の支払猶予)

(イ) 相続人自身が遺留分権利者である場合において、全請求権の即時の履行が遺産目的物の種類により相続人を著しく苛酷にするとき、特に遺産に属する営利経営または相続人の居住する住宅の処分を必要とするときは、相続人は遺留分請求権の支払猶予を請求することができる。支払猶予は、両当事者の利益を考量した際遺留分権利者にそれが必要とされ得る限りにおいて、請求することができる。

(ロ) 相続人は、遺留分請求権に関して決定される訴訟においてのみ、支払猶予請求権を主張することができる。第一二三八二

条第二項ないし第四項、第六項を準用する、ただし、後見裁判所は受訴裁判所と読み換える。

〔新設。報告者草案になし〕

第二二二二二条 a (嫡出でない子およびその父の遺留分)

被相続人の直系卑属または父は、死因処分により相続代償請求権が剥奪されたときにも、遺留分の権利を有する。本章の諸規定中相続代償請求権は法定相続分と同一である。

〔新設。報告者草案になし〕

以上

(一九六八・五・二十四)